

令和3年度 財政援助団体等監査、 指定管理者監査 結果報告

市が補助金等を交付している団体などを監査する財政援助団体等監査、公の施設の管理に関する指定管理者監査を実施しました。

その結果を1月24日に市長と市議会へ報告しましたので、概要をお知らせします。



亀山市監査委員 国 分 純
同 豊 田 恵 理
同 峯 裕

問合せ 監査委員事務局監査グループ(☎84-5051)

財政援助団体等監査

<監査対象期間>

令和2年度

<監査対象>

対象団体	所管課
亀山市土地開発公社	産業建設部 用地管理課
亀山駅周辺2ブロック地区 市街地再開発組合	産業建設部 都市整備課
社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会	健康福祉部 地域福祉課
公益財団法人 亀山市地域社会振興会	生活文化部 文化スポーツ課

<監査の着眼点>

亀山市監査基準に従い、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

<監査の結果>

監査の対象とした各財政援助団体等における出納その他の事務の執行について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

<指摘事項>

特になし

<意見>

【亀山市土地開発公社】

- ・亀山市土地開発公社が管理する公有用地には、事業目的のための公共用地と代替用地があるが、公共用地の中に既に事業が終了した土地や代替用地として取り扱うべき土地が見受けられるので整理されたい。

【社会福祉法人亀山市社会福祉協議会】

- ・「社会福祉法人亀山市社会福祉協議会福祉ボランティア活動団体助成事業実施要綱第5条」に規定する三役会の定義を整理されたい。

【所管課：健康福祉部地域福祉課】

- ・市補助金の交付申請、実績報告等の事務処理について、事業ごとに補助対象の明細を明らかにし、より適正に処理されたい。

指定管理者監査

<監査対象期間>

令和2年度、令和3年度(4月1日～9月30日)

<監査対象>

対象団体(施設)	所管課
城西地区まちづくり協議会 (城西地区コミュニティセンター)	生活文化部 まちづくり協働課
本町地区まちづくり協議会 (本町地区コミュニティセンター)	
関小学校区学童保育所 さくらクラブ運営委員会 (関小学校区放課後児童クラブ)	健康福祉部 子ども未来課
三幸・スポーツマックス共同 事業体(亀山市運動施設)	生活文化部 文化スポーツ課

<監査の着眼点>

亀山市監査基準に従い、管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼において実施した。

<監査の結果>

監査の対象とした公の施設の管理に係る出納その他の事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査を行ったところ、おおむね適正に処理されていると認められた。

<指摘事項>

【所管課：健康福祉部子ども未来課】

- ・基本協定書第23条において、「仕様書に示す備品等」と規定されているが、仕様書に備品が示されていないので、備品等が分かるように改正されたい。

<意見>

特になし